

(仮称) 流山市健康づくり支援計画の策定について (案)

1 計画の位置づけ

流山市健康づくり支援計画は、法定計画として健康増進法第8条に規定する住民の健康の増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に規定する当該市の区域内における食育の推進に関する施策について定める「食育推進計画」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知により市町村が策定するものとされている「母子保健計画」さらに、流山市歯と口腔の健康づくり推進条例第9条に規定する市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定める「歯と口腔の健康づくりのための基本計画」を一体化した計画です。

なお、この計画は、市の最上位計画である「流山市総合計画」との整合性を図った、分野別計画の位置づけとなります。

2 計画の期間

流山市健康づくり支援計画の期間は、流山市総合計画及び健康都市プログラムの終期に合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3 策定の理念

今後、ますます健康課題が多様化する中で、市民が健康で充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向けて、これまでも実施してきた取り組みを一層推進し、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。特に、一方的な事業の実施だけではなく、市民一人ひとりが行動変容に結びつけることができるような具体的な事業の推進を図ることで、「みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり」を目指します。

また、WHO（世界保健機関）が提唱する21世紀の健康戦略であるヘルスプロモーションの視点に立った「市民主体の健康づくり」を目指します。

4 計画の策定体制

・本市の附属機関である福祉施策審議会に諮問し、審議会の意見を反映

しながら計画づくりを推進し、審議会の答申を経て策定します。

- ・各公共施設における素案の縦覧、広報ながれやま、市ホームページへの掲載によるパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取し、計画に反映します。

- ・庁内体制としては、関係部課長で構成する「諸計画策定委員会」で計画案の調整を行います。